

平成12年 5 月26日

近畿財務局長談話

－北兵庫信用組合について－

1. 本日、(株)みなと銀行及び北兵庫信用組合から、北兵庫信用組合の事業を(株)みなと銀行に譲渡することについて事業譲渡契約を締結した旨、報告を受けたところである。
2. 北兵庫信用組合については、兵庫県知事による処分が行われた後、同組合の金融整理管財人から兵庫県内に本店が所在する金融機関に対し、事業譲渡の要請が行われていたところ、先般、(株)みなと銀行から当該要請に応ずる旨の回答があり、本日、事業譲渡契約の締結に至ったものと聞いている。
3. 当局としては、地域における円滑な資金供給、利用者利便の維持向上、更には金融システムの安定化の観点から、今後、事業譲渡が行われるまでの間、金融整理管財人による同組合の運営等が円滑に行われるとともに、極力早期に事業譲渡が完了することを期待しており、関係機関とも連携しながら最大限の協力を行ってまいりたい。